申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。 7　（略） 2～6　（略）	行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。 7　（略） 2～6　（略）

（雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修	雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修
第一条　雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は同項第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。 一～三　（略）	**第一条**　雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「訪問型職場適応援助者養成研修」という。）又は同項第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（以下「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。 一～三　（略）

（厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部改正）

第三条　厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（運営管理者） **第一条**　教育訓練の施設の運営を管理する者は、雇用保険法施行規則第百二十五条第十項第一号イに規定する障害者（以下「障害者」という。）の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。	（運営管理者） **第一条**　教育訓練の施設の運営を管理する者は、雇用保険法施行規則第百三十八条の三第一号イに規定する障害者（以下「障害者」という。）の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。

（建設雇用改善計画（第九次）の一部改正）

第四条　建設雇用改善計画（第九次）（平成二十八年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅲ　雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項 （略） 1～3　（略） 4　雇用改善推進体制の整備 (1)～(3)　（略） (4)　建設雇用改善法第九条に掲げる事業として支給する助成金制度の活用等 建設雇用改善法第九条に掲げる事業として支給する助成金制度について、建設業におけるニーズを踏まえながら、継続的な政策評価に基づき、見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を図る。 また、中小零細建設事業主等による助成金の積極的な活用に資するため、引き続き、助成制度の周知徹底等に努める。 (5)・(6)　（略）	Ⅲ　雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項 （略） 1～3　（略） 4　雇用改善推進体制の整備 (1)～(3)　（略） (4)　建設労働者確保育成助成金制度の活用等 建設労働者確保育成助成金制度について、建設業におけるニーズを踏まえながら、継続的な政策評価に基づき、見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を図る。 また、中小零細建設事業主等による助成金の積極的な活用に資するため、引き続き、助成制度の周知徹底等に努める。 (5)・(6)　（略）

○厚生労働省告示第百九十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の施行に伴い、平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件）を廃止する告示

平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号（租税特別措置法第十三条の二第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定する件。以下「指定告示」という。）は、廃止する。

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

2　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）附則第七条及び第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の六第二項及び第二十九条の三第一項の規定に基づくこの告示による廃止前の指定告示は、なおその効力を有する。